多古町デマンドタクシーのお知らせ　R5.1

　デマンドタクシーとは、運転ができない方などを対象に、同じ時間帯に予約をした方との乗り合いタクシーです。
　通院やお買い物、趣味や習い事の移動など、利用の目的は自由ですので、気軽にご利用ください。

利用できる方

多古町民の方で、以下のいずれかに該当する方

- **運転のできない方**（**高校生までの方を除く**※1）

※1 令和5年1月6日から実証運行として、事前登録された中学生も利用します

- **身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者**
- **運転免許を返納された方**
- **付添人**（一人で乗り降りができない方は付添人の登録が必要です）

利用料金

1乗車につき

現金　400円
回数券　300円
（10枚綴り3,000円　タクシー車内で販売）

（例）自宅からお店に行って自宅へ帰る

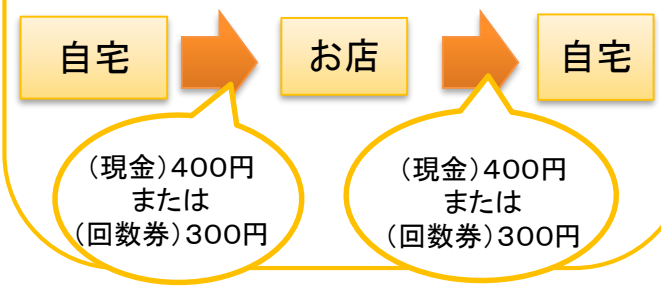

運行範囲

町内全域

出発地・目的地は

ご自宅 ↔ 公共的施設

公共的施設 ↔ 公共的施設

公共的施設とは…
（病院、スーパーなどの商業施設、銀行、役場、コミュニティプラザ、バス停 など町内の施設は基本的に送迎できます）

※親戚や友人宅など個人宅への送迎はできません

運行日・利用時間

月・火・水・木・金・土

※祝日、年始（1月1日～3日）は運休

7:30 ~ 17:30

※ご利用は事前の電話予約が必要です

ご予約は、利用を希望する**6日前から1時間前**までに行ってください。

ご利用には、利用者登録（有料）が必要です。
詳細は裏面をご覧ください。

利用者登録

デマンドタクシーをご利用いただくためには、利用者登録（有料）が必要です。

申請に必要な物

・身分証明書
（マイナンバーカード、健康保険証など）
・登録料（1，000円）

（お持ちの方）
・身体障害者手帳
・精神障害者保健福祉手帳
・療育手帳
・運転経歴証明書

※代理の方が来庁し登録する場合は、利用者様ご本人及び代理の方の身分証明書をご用意ください。

受付場所

多古町役場 企画政策課

受付時間

平日（ 8時30分～17時15分 ）

付添人について

一人で車の乗り降りができないなど、付添が必要な方は付添人を登録する必要があります。
（追加登録料金1，000円）
付添人用の利用者証を郵送します。

利用開始まで

① 利用者登録の申請
（役場窓口）

② 利用者証の郵送
※申請から2～3日でご自宅に郵送します

③ 利用開始

問い合わせ先
多古町企画政策課（0479－76－5417）